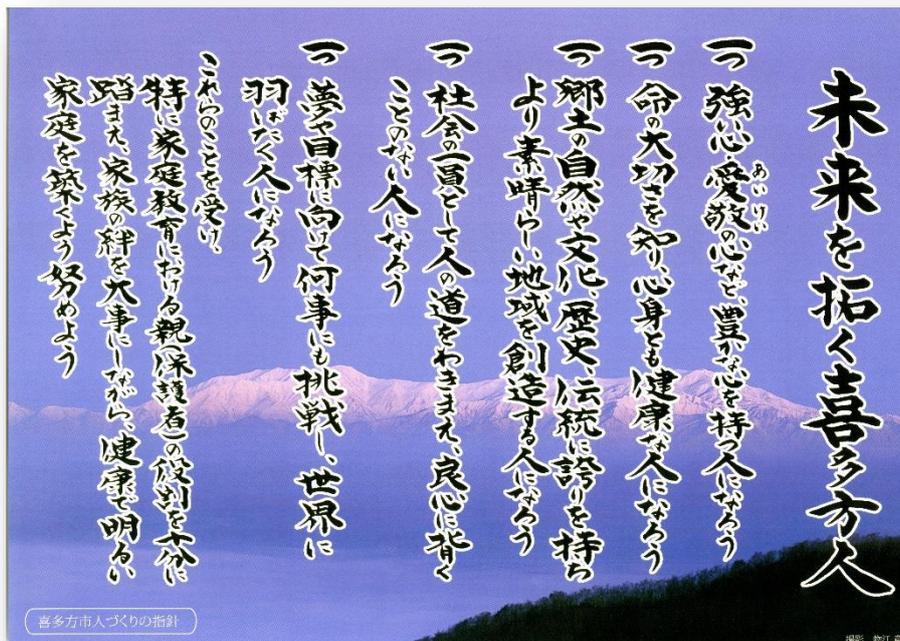




喜多方市いじめ防止基本方針

目指す姿

「なかよくたくましく生き、未来を拓く喜多方人」



喜多方市人づくりの指針「未来を拓く喜多方人」

平成28年 3月

喜多方市

目 次

はじめに	P 1
I いじめ防止等基本方針策定に関する基本的な考え	P 2
1 基本的な考え方	p 2
2 目的・目標・方針	p 2
3 いじめの防止等に関する責務	p 2
II 基本施策	P 4
【いじめ発生の未然防止】	
1 基本理念	p 4
2 施策	p 4
【いじめ発生時の対応】	
1 基本理念	p 5
2 施策	p 5
III 学校としての取り組み	P 6
1 学校基本方針に関する基本的な考え方	p 6
2 学校基本方針が具備すべき内容	p 6
IV 重大事態への対応	P 7
1 対応の基本的な手順	p 7
2 重大事発生の報告等	p 7
3 調査実施	p 7
4 調査結果の報告等	p 7
5 対応	p 7
V その他	P 8
VI 資料	P 8

はじめに

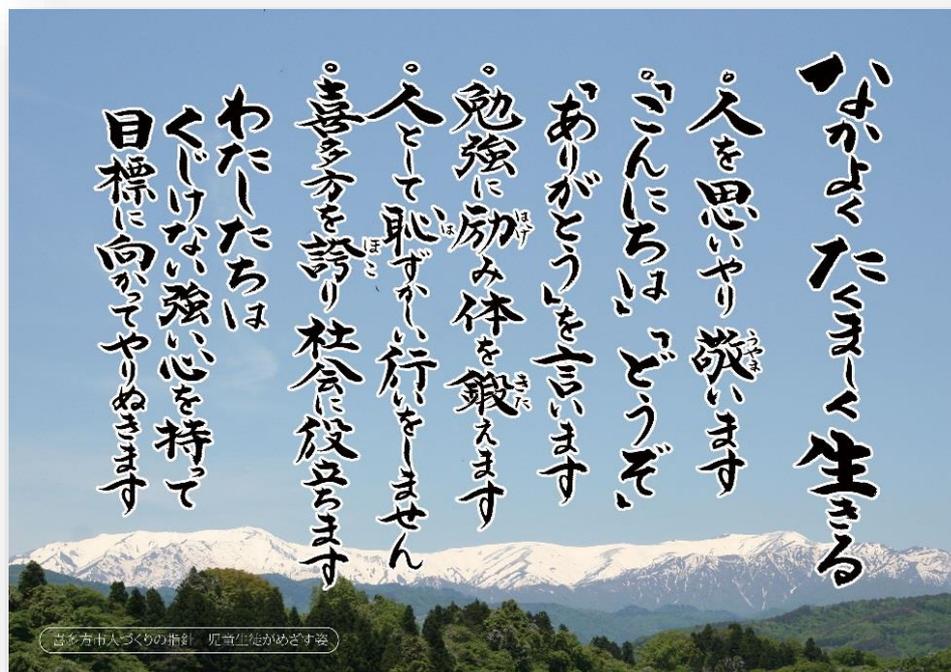
全ての子どもはかけがえのない存在であり、未来を拓く可能性に満ちた存在でもある。

しかし、いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

喜多方市は、郷土の発展に尽くした瓜生岩子刀自や蓮沼門三氏、藤樹学の教えを尊重し、喜多方市の風土、文化、伝統等に基づきながら喜多方市人づくりの指針「未来を拓く喜多方人」を作成し、児童生徒がめざす姿として「なかよくたくましく生きる」を作成した。これは5つの努力目標で構成されているが、その一つ「人として恥ずかしい行いをしません」では、「人をいじめたり、差別したり、卑怯なまねはしない」と、具体的な姿を示している。

いじめの根絶には、市・学校・市民・家庭その他の関係者が喜多方の人づくりの指針「なかよくたくましく生きる」の趣旨を共通理解するとともに、いじめは絶対にゆるされないという共通認識にたって、いじめの根絶に向けた主体的かつ着実な取り組みを推進していく必要がある。

問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、「喜多方市いじめ防止基本方針」としてまとめ、ここに策定する。



喜多方市人づくりの指針「なかよくたくましく生きる」

喜多方市いじめ防止基本方針

I いじめ防止等基本方針策定に関する基本的な考え

1 基本的な考え方

(1) 危機意識

「いじめは、いつでも・どこでも・どの子どもにも起こりえるものである」との危機意識をもって、解決すべきものであること。

(2) 問題の根の認識

いじめは、大人の子どもに対する教育や指導等の在り方が問われているものであるとの認識をもって解決すべきものであること。

(3) 問題解決の根本

「いじめは、絶対に許されないものである」「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」との共通認識に立ち、「発生の未然防止」と「発生時の責任ある対応による解決」を両輪として解決すべきものであること。

2 目的・目標・方針

(1) 目的

行政、学校、家庭、地域住民・関係機関団体がそれぞれの役割を自覚し、連携を図りながら、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現をめざす。

(2) 目標

① いじめ発生を未然に防止する。

② 万一いじめが発生した場合には、行政、学校、家庭、地域住民・関係機関団体が連携しつつ、それぞれ責任ある対応をし、いじめられた側が納得できるよう問題を解決する。

(3) 方針

① 行政、学校、家庭、地域住民・関係機関団体、それぞれの責務を明確にするとともに、普段から連携した取り組みをする。

② 必要な組織体制をつくり取り組む。

③ 「発生の未然防止」と「発生時の責任ある対応による解決」を両輪とした方策を講じる。

④ 「発生の未然防止」については、喜多方市人づくりの指針「なかよくたくましく生きる」を基に子ども一人一人の自己実現を図るとともに、子どもの道徳性や感性、基礎学力、健康な心身及び教職員の資質能力、家庭の教育力等を養う方策を講じる。

⑤ 「発生時の責任ある対応による解決」については、いじめられている子どもの側にたち、組織的に取り組む事ができる方策を講じる。

3 いじめの防止等に関する責務

(1) 市の責務

① 教育委員会との連携の下、いじめ防止等に関する基本的な方針等を定める。

② 適宜、教育委員会から報告を受けるとともに、必要に応じ教育委員会と連携し方策

を講じる。

- ③ 教育委員会と協議し、必要な予算的措置を講じる。
- ④ 重大事態が発生した場合は、専門に対応する組織を立ち上げ、問題を解決する。

(2) 教育委員会の責務

- ① いじめ防止等基本方針を策定し、確実に実行する
- ② 喜多方市人づくりの指針「なかよくたくましく生きる」の啓発を図る
- ③ 各学校の取り組み等について、月ごとに報告を求めるとともに、必要に応じて学校を支援・指導する。
- ④ 家庭、地域、関係機関団体へ必要に応じ、助言、相談、情報提供、協議会、懇談会等を行う。
- ⑤ 市全体の取り組みの状況等について、保護者、市民に適宜公表する。
- ⑥ 市全体の取り組み状況について、総括評価を行い、その結果及び改善策等を公表する。

(3) 学校の責務

- ① 学校いじめ防止基本方針を作成し、家庭、地域、関係機関団体等との連携の下、機を逸さないで組織として取り組む。
- ② 学校教育全体を通して道徳的実践力や豊かな感性を育成するとともに、集団生活における人間関係の醸成及び環境・風土づくりをする。
- ③ いじめ未然防止・発生時の対応にかかわる教職員の資質能力を高める。
- ④ 地域に開かれた学校づくりをする。
- ⑤ 教育委員会に月毎の取り組み等を報告する。
- ⑥ 保護者、地域に取り組み等を適宜公表する。

(4) 保護者の責務

- ① 普段から親子が話し合える明るい家庭づくりをする。
- ② 喜多方市人づくりの指針「なかよくたくましく生きる」を理解させ実践させる。
- ③ 我が子が、いじめの加害者や観衆になることのないよう、責任を持って教え育てる。
- ④ いじめを受けたり、見たり、聞いたりした時には、直ちに学校、関係機関団体等に相談等をする。

(5) 子どもの役割

- ① 喜多方市人づくりの指針「なかよくたくましく生きる」の実行に努める。
- ② いじめを受けたときには、一人で悩まず、直ぐに家族、先生、カウンセラー、電話相談などに相談する。
- ③ いじめを見たり、聞いたり、感じたりしたときには、見知らぬ振りをしないで勇気を奮い起こし、必ず家族、先生、カウンセラー、電話相談などに相談し友だちを救うきっかけをつくる。

(6) 地域、関係機関団体等の責務

- ① 喜多方市人づくりの指針「なかよくたくましく生きる」の啓発、普及に努める。
- ② 地域の子どもの言動に関心を持ち、いじめの兆候が感じられるときには、直ぐに学校や対応機関等に知らせる。
- ③ 健全育成事業や地域行事の開催及び環境浄化等に努める。
- ④ 関係会議や協議会等に積極的にかわり、現状認識や施策等の連携に努める。

Ⅱ 基本施策

【いじめ発生の未然防止】

1 基本理念

いじめ発生を未然に防止することが、いじめ問題の最も合理的で有効な対策ととらえるとともに、早期発見、早期対応の施策を講じ、行政、学校、家庭、地域、関係機関団体が連携して取り組む。

2 施策

(1) 自己実現

喜多方市人づくりの指針「なかよくたくましく生きる」を基にしながら、子ども一人一人の自己実現を図る取り組みをする。

(2) いじめを生まない資質能力の育成

基本的学習習慣、社会規範、勇気、正義などの道徳性と豊かな感性を育む取り組みをする。

(3) 学力向上

子ども一人一人に確かな学力を身につけさせる取り組みをする。

(4) 集団づくり

学校、学年・学級、部活動等、集団における望ましい人間関係を醸成する取り組みをする。

(5) ネット対応力

ネットやICT等の理解力と正しい利活用の判断力を養う取り組みをする。

(6) 教職員の資質能力の向上

いじめに対する専門的な危機意識、問題握力、分析力、判断力、対応策構築力等の向上を図る取り組みをする。

(7) いじめの早期発見

観察、調査、相談、懇談会等、あらゆる方法でいじめやいじめの疑い、予兆等を早期に発見する取り組みをする。

(8) 健全育成と環境づくり

行政、学校、家庭、地域、関係機関団体が連携し、健全育成事業や社会環境づくりの取り組みをする。

(9) 地域に開かれた学校づくり

地域に開かれた学校づくりをし、学校経営及び教育活動の実際等について、理解と協力を得る取り組みをする。

(10) 家庭教育力向上の支援

必要に応じ、家庭教育向上に関する情報提供、集い等の開催、相談体制の整備等の取り組みをする。

(11) 組織的な施策

上記(1)～(10)が組織的に行われるよう、喜多方市いじめ問題対策連絡協議会（資料編P 3～5）を組織し、協議・検討を行うとともに、必要に応じ行政、学校、家庭、地域、関係機関団体に提言、指導助言等をする。

【いじめ発生時の対応】

1 基本理念

いじめられている子どもの側に立ち、生命、心身の安全を守るとともに、いじめた側が真に謝罪し、更生を誓うことができる取り組みをする。

2 施策

(1) 初期対応

いじめや疑義行為の情報を組織で共有し、適切な初期判断ができる取り組みをする。

(2) 危機感の共有

教職員など関係者は、子どもが不登校や自殺など最悪の状況に陥る可能性があることを想定し、危機感を持って対応できる取り組みをする。

(3) いじめを受けた子どもへの対応

気持ちを受容的、共感的に受けとめるとともに、「保護」「守秘」を伝え、自尊感情を高めることができる取り組みをする。

(4) いじめた子どもへの対応

行為の善悪、責任のとり方及び更生について自ら理解したり、判断したりして適切な行動ができる取り組みをする。

(5) いじめが起きた集団への対応

行為の内容と善悪、未然防止について自ら理解したり、判断したりして適切な行動ができる取り組みをする。

(6) 説明

対応の経過、事案内容・要因、責任の所在・とり方及び再発防止策等について、被害・加害双方が納得できる取り組みをする。

(7) 組織的な施策

上記(1)～(6)が組織的に行われるよう、喜多方市いじめ問題対策委員会（資料編P3）を組織し、協議・検討を行うとともに、必要に応じ学校の取り組みに直接かかわり問題を早期に解決する。

Ⅲ 学校としての取り組み

1 学校基本方針に関する基本的な考え方

- (1) 学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、学校組織として取り組み成果を上げる。
- (2) 学校いじめ防止基本方針は、これまでの方針、体制、取り組み等を見直し、改善点を明確にした「行動計画」である。

2 学校基本方針が具備すべき内容

各学校が策定する「学校基本方針」は、下記の内容をもつものとするが、各学校の実態等に応じ、具体性のある実行計画となるものを作成する。

- (1) 基本方針にかかわること
 - ① 目的、目標
 - ② 組織体制
 - ③ 教職員研修と資質能力の向上
 - ④ 行政、家庭、地域、関係機関との連携
- (2) 未然防止に関すること
 - ① 教育内容
 - 具体的な指導内容のプログラム化
 - 望ましい集団づくり
 - ② 早期発見
 - ③ 連携
 - 行政、保護者、地域、関係機関
 - 喜多方市いじめ問題対策連絡協議会
 - ④ 啓発活動
- (3) 発生時の責任ある対応に関すること
 - ① 初動対応体制と行動
 - ② 対応内容・方法
 - ③ 連携
 - 行政、保護者、地域、関係機関
 - 喜多方市いじめ問題対策委員会
 - ④ 解消・解決の確認と説明
- (4) 報告等
 - ① 教育委員会への報告（月毎）
 - ② 保護者、地域等への周知、公表
- (5) 総括評価、公表
 - ① 評価内容
 - ② 評価方法
 - ③ 評価時期
 - ④ 評価に基づく改善の視点
 - ⑤ 公表・説明

IV 重大事態への対応

重大事態（資料編P10）発生の場合は、基本的には下記により対応する。

1 対応の基本的な手順

- (1) 校内組織発動及び調査委員会（資料編P3）の設置（教育委員会または市）
- (2) 調査実施と校内での対応
- (3) 調査結果の報告（教育委員会、市）
- (4) いじめを受けた子ども、保護者への説明等
- (5) 調査結果と校内での対応の公表

2 重大事態発生の報告等

- (1) 学校から教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。
- (2) 必要に応じ、公表する。

3 調査実施

- (1) 調査は、教育委員会または市が設置した調査委員会（別掲）が行う。
- (2) 調査委員は、専門家、有識者などから、公平・公正、中立の観点から厳正に人選する。
- (3) 調査内容、方法は調査委員会が責任をもって厳正に行う。
- (4) 学校、教育委員会は、調査委員会の求めに応じ、積極的に協力する。
- (5) 被害者の要求または市長の指示あるときは、躊躇なく再調査を行う。
- (6) 子どもが自殺したときは、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしながら、慎重に行う。

4 調査結果の報告等

- (1) 教育委員会は、調査結果及び保護者説明結果を速やかに市長に報告する。
- (2) 教育委員会と学校は、誠意をもって関係した子どもと保護者に調査結果を説明する。
- (3) 教育委員会は、必要に応じ、調査結果及び保護者説明結果を速やかに議会に報告する。
- (4) 教育委員会は、必要に応じ、子どものプライバシーに配慮しながら調査結果を公表する。

5 対応

- (1) 学校、教育委員会は、調査結果を基に連携しながら必要な措置を講ずる。
- (2) いじめられた子どもに対しては、プライバシーに配慮しながら心のケア及び学習や生活支援を行う。
- (3) いじめた子どもには、プライバシーに配慮しながら事実確認の働きかけをするとともに、更生に必要な指導支援をする。
- (4) 傍観者には、心のケアを行いながら、正しい対応の在り方について指導する。
- (5) 学校、教育委員会は、適宜関係保護者に説明等を行いながら、誠意と責任をもって問題を解決する。
- (6) 子どもが自殺をした場合は、弁護士、専門家、関係機関などの指導助言の下、学校及び教育委員会として誠意ある対応をする。

V その他

- 1 「喜多方市いじめ防止基本方針」が機能するよう、家庭の責務、対策連絡協議会、対策委員会、調査委員会等の実施細案等については、必要に応じて別途定める。
- 2 重大事態（自殺した場合含む）対応の具体内容については、別途定める。

VI 資料

- 1 いじめの理解に関すること
 - 定義
 - 基本的理解事項
- 2 いじめ対応組織に関すること
 - 組織図
 - 設置要綱
- 3 いじめ関連法に関すること
- 4 用語解釈
- 5 参考資料等